

国 総 建 第 3 3 3 号  
平成 23 年 3 月 31 日

建設業労働災害防止協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」  
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年 10 月 15 日国土交通省令第 51 号）が制定されるとともに、平成 22 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1175 号をもって、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成 20 年 3 月 10 日国総建第 313 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成 20 年 3 月 10 日国総建第 313 号）の一部を次のように改正する。

- 別紙第二の二の(1)の②を次のように改める。

② 建設業の営業継続の状況

建設業の営業年数については、分割会社の分割前の建設業の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。ただし、分割会社が平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は 0 年として取り扱う。

- 別紙第二の二の(2)の②を次のように改める。

② 技術職員数

分割会社及び新設会社のそれぞれの技術職員数については、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、新設会社における恒常的な雇用関係の有無については、分割会社における雇用関係も含めて審査する。



- 別紙第二の二の(2)の⑤を次のように改める。

⑤ 建設業の営業継続の状況

分割会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数とする。

新設会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)とする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

- 別紙第二の二の(3)の②を次のように改める。

② 技術職員数

分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「分割後経審」という。)を受けるに当たって、技術職員数は分割後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、分割会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(3)の④を次のように改める。

④ 建設業の営業継続の状況

承継会社の建設業の営業年数については、譲渡時経審通知第二、二における譲渡時経審の審査方法の取扱に準拠して算定する。ただし、新規承継会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新規承継会社の営業年数を加えたものとする。また、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

新設会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新設会社の営業年数を加えたものとする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

## 附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。